

令和7年度第12回選挙管理委員会会議 次第

日時 令和7年12月1日（月）

午前10時00分から

場所 袖ヶ浦市役所

北庁舎3階会議室3-3

1 挨拶

2 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

議案第2号 在外選挙人名簿から抹消することについて

議案第3号 袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示の
制定について

議案第4号 袖ヶ浦市選挙管理委員会が管理する選挙の実費弁償の
最高額及び報酬の最高額を定める規程の一部を改正す
る告示の制定について

議案第5号 政治活動のために使用する立札及び看板の類に表示す
る証票の有効期限を定めることについて

日程第3 その他

3 その他

議案第 1 号

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに

選挙人名簿登録者数の確定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項及び第 28 条の規定による選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数を次のとおり確定する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数

別紙のとおり

議案第 2 号

在外選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 1 第 2 号により、
在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

抹消年月日	最終住所又は本籍	氏 名	生年月日	備考
令和 7 年 1 2 月 1 日	省略			住民票作成 令和 7 年 6 月 2 7 日

議案第 3 号

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する規程の一部を改正する告示の制定について
袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する規程の一部を改正する告示を別紙のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

提案理由

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和 7 年第 4 回袖ヶ浦市
議会に上程されており、条例の一部改正に合わせ、関係する規程の一部を改
正しようとするものである。

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

袖ヶ浦市選挙管理委員会告示第 号

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する規程の一部を改正する告示

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

様式第13号備考第4項第2号中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

様式第14号及び様式第15号中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案第 4 号

袖ヶ浦市選挙管理委員会が管理する選挙の実費弁償の最高額
及び報酬の最高額を定める規程の一部を改正する告示の制定
について

袖ヶ浦市選挙管理委員会が管理する選挙の実費弁償の最高額及び報酬の
最高額を定める規程の一部を改正する告示を別紙のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

提案理由

公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動従事者に対する実費弁償及び報酬、労務者に対する実費弁償の限度額が引き上げられたことから、袖ヶ浦市の選挙における選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬の限度額を引き上げるため規程の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市選挙管理委員会が管理する選挙の実費弁償の最高額及び報酬の最高額を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 月 日

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

袖ヶ浦市選挙管理委員会告示第 号

袖ヶ浦市選挙管理委員会が管理する選挙の実費弁償の最高額
及び報酬の最高額を定める規程の一部を改正する告示

袖ヶ浦市選挙管理委員会が管理する選挙の実費弁償の最高額及び報酬の最高額を定める規程（平成 6 年選挙管理委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「5 0 0 円」を「1, 0 0 0 円」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「1, 0 0 0 円」を「1, 5 0 0 円」に、「3, 0 0 0 円」を「4, 5 0 0 円」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「1 2, 0 0 0 円」を「2 3, 0 0 0 円」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実
費額

(3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した
実費額

第 3 条中「1 0, 0 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に、「1 5, 0 0 0 円」を「2 0, 0 0 0 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「鉄道賃」の次に「、船賃、航空賃」を加え、「及び第 2 号」を「から第 4 号まで」に改め、同条第 2 号中「1 0, 0 0 0 円」を「2 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案第 5 号

政治活動のために使用する立札及び看板の類に表示する

証票の有効期限を定めることについて

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条第 17 項で規定する政治活動のために使用する立札及び看板の類の表示に用いる証票の有効期限が令和 7 年 12 月 31 日に到来するため、政治活動に使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和 56 年選管訓令甲第 2 号）第 1 条第 2 項の規定により、次のとおり定める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

有効期限 令和 11 年 12 月 31 日